

新型コロナウイルス法律相談

全国統一ダイヤル

(2020年4月20日～同年7月22日)

報告書

2020（令和2）年11月

日本弁護士連合会

第1 本集計及び分析の趣旨並びにその対象

1 本集計及び分析の趣旨

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大とそれに伴う政府の緊急事態宣言及び各都道府県の外出自粛要請により、一般市民の生活や経済活動にも大きな支障が生じ、法律相談へのニーズが高まった。他方で、感染拡大防止のため、法律相談業務を一時休止せざるを得なくなった弁護士会もあったことから、相談希望者のニーズの受け皿を用意する必要性が生じた。

そこで、当連合会では、各弁護士会の協力を得て、2020年4月20日から、新型コロナウイルス関連法律相談事業（以下「本相談事業」という。）を立ち上げ、コールバック方式（全国統一ダイヤル及びウェブサイトでの受付、担当弁護士からの折り返し）による法律相談を実施してきた。

この度、当連合会は、各弁護士会の協力を得て、本相談事業に寄せられた相談に係るデータを集約し、その集計並びにこれに基づく相談者及び相談内容の各傾向の分析を行ったので、その集計及び分析（以下「本集計及び分析」という。）の結果を公表することとする。

なお、本相談事業は、上記のとおり、各弁護士会が法律相談業務等の機能を縮小する中で行われたものであることから、相談にかかるデータの集約が必ずしも十分とは言えない面もあり、本集計及び分析も限られたデータをもとに行っている。

2 本集計及び分析の対象とした相談データ

- 対象期間：2020年4月20日から同年7月22日まで
- 対象件数：1859件

3 添付資料

別表1 日弁連・新型コロナウイルス法律相談事業（全国統一ダイヤル）相談【集計結果】

別表2 【集計協力会別・期間別 一覧】日弁連・新型コロナウイルス法律相談事業（全国統一ダイヤル）相談集計

第2 相談者及び相談内容の各傾向の把握における留意点

1 本集計及び分析の対象とする相談データに関する留意点

COVID-19に関連する法律問題や公的支援相談に関する相談のうち、事業者（中小企業、個人事業主等）に関わるものについては、2020年4月1日から、当連合会及び各単位会が提供する「ひまわりほっとダイヤル」において、COVID-19関連の相談を初回30分無料（6月1日以降は一部地域を除き初回30分無料）としており、同年7月末日時点で合計4902件の相談が寄せられた。

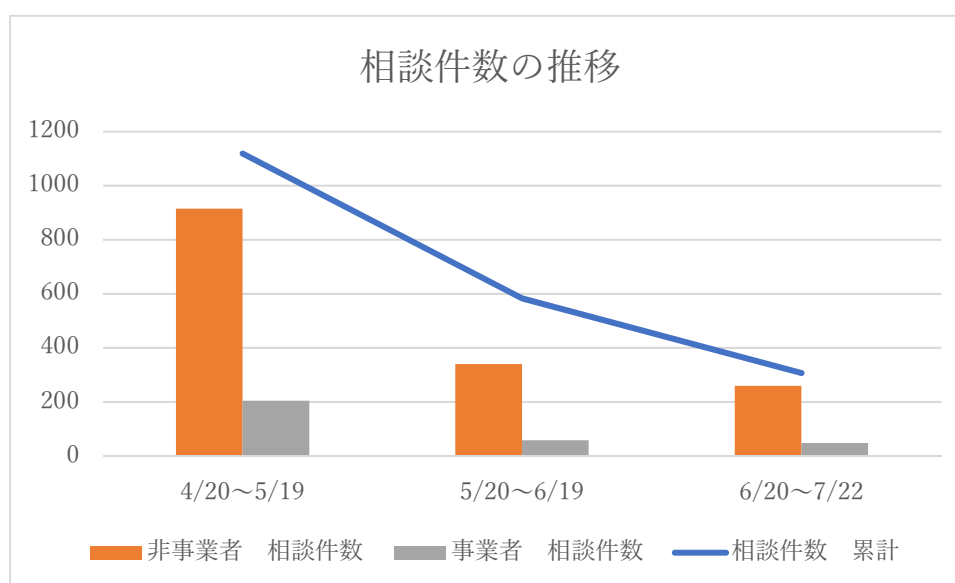
本相談事業にも事業者からの相談が合計で319件寄せられたが、上記のとおり、事業者からの相談の多くが「ひまわりほっとダイヤル」に寄せられていることから、本相談事業に寄せられた相談は、約83パーセントを占める非事業者からの相談を中心とするものであることに留意されたい。

第3 本分析の結果

1 相談件数の推移

なお、本分析にあたっては、第1期（4月20日～5月19日）、第2期（5月20日～6月19日）、第3期（6月20日～7月22日）の3期に分けて集計を行うこととした。

本相談事業に寄せられた相談件数の推移は、以下のグラフのとおりである。



第1期（4月20日～5月19日）の相談件数が突出しているが（1140件）、これは、5月14日まで全国的に緊急事態宣言が発令されていたことの影響によるものと考えられる。

緊急事態宣言は、5月14日に北海道・東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・大阪府・京都府・兵庫県の8つの都道府県を除く39県で解除された。5月14日以降も緊急事態宣言が継続した上記の8都道府県からの相談件数は、第1期（4月20日～5月19日）が全体の約63パーセント、第2期（5月20日～6月19日）が全体の約64パーセント、第3期（6月20日～7月22日）が全体の約61パーセントに及んでおり、本相談事業の全期間を通じて、多くの相談が寄せられた。

2 相談者の傾向

相談者の居住地域ごとの相談件数は、別表2のとおりである。

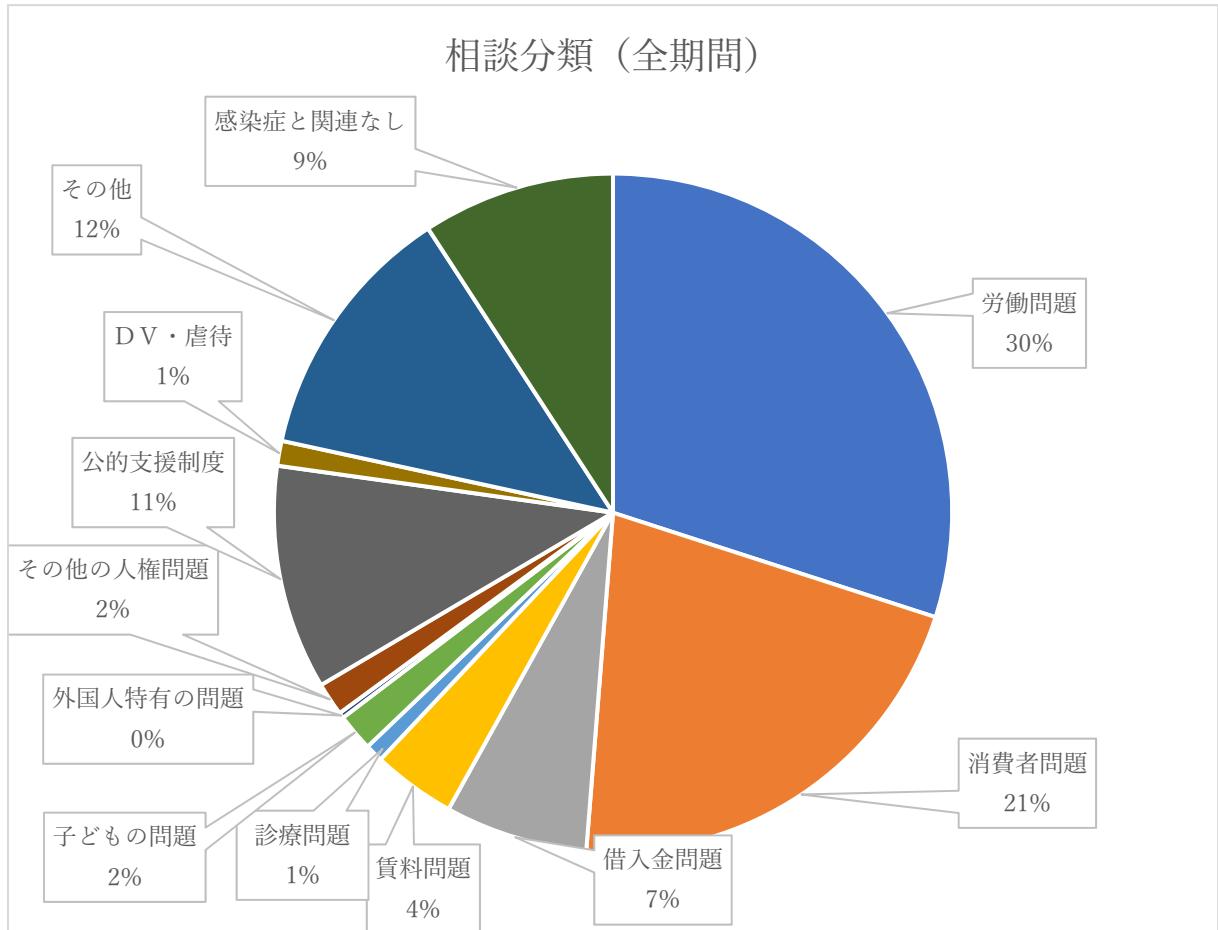
相談件数が多かった地域は、上から、東京都(649件)、埼玉県(151件)、大阪府(95件)、静岡県(88件)、神奈川県(82件)、千葉県(80件)、愛知県(78件)、沖縄県(61件)である。

静岡県、沖縄県は、5月14日に緊急事態宣言が解除された地域であるにもかかわらず、多くの相談が寄せられている。これは、静岡県弁護士会、沖縄弁護士会において、本相談事業の広報活動(記者会見の実施、チラシ配布等)を広く行ったことによるものであると考えられる。

3 相談内容の傾向（非事業者）

(1) 全体的な傾向

相談内容の傾向は、以下のグラフのとおりである（別表1）。

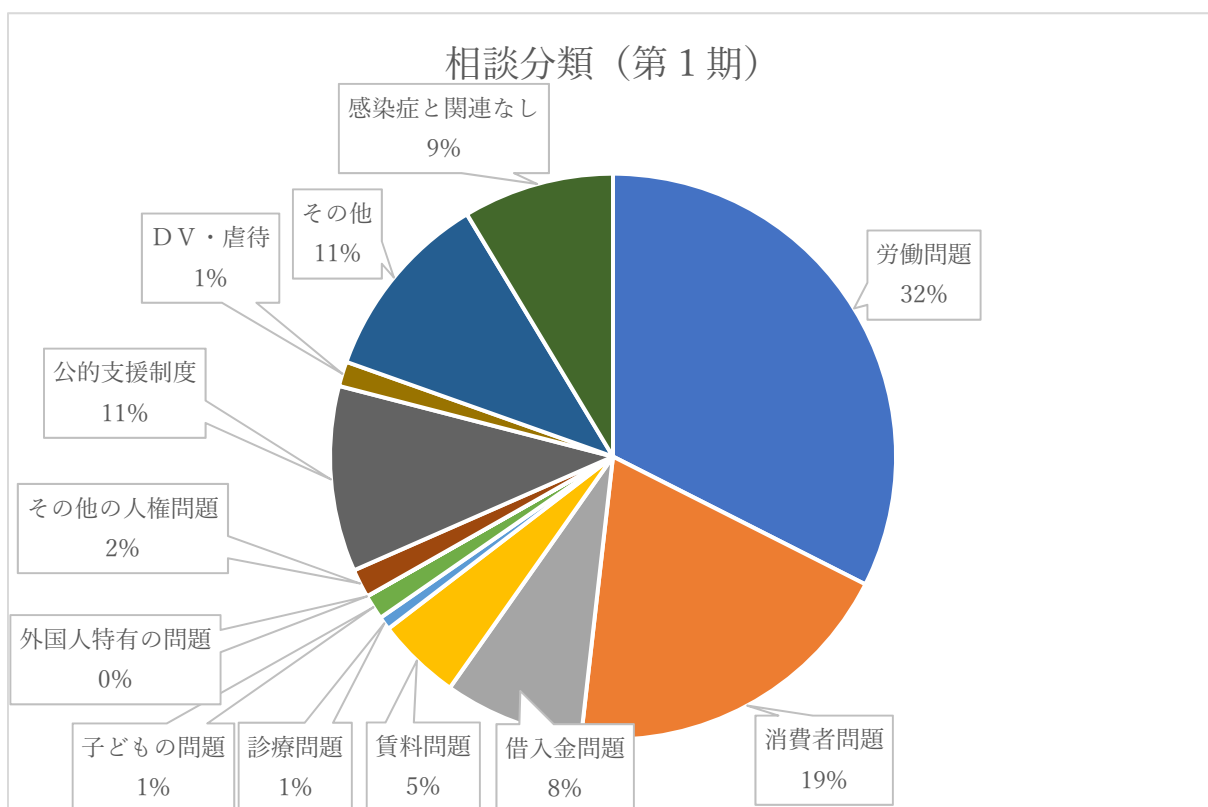


※小数点以下切り捨て

全期間を通じて多かったのは、労働問題と消費者問題に関する相談であり、この2つだけで全相談の過半数を占めている¹。労働問題と消費者問題に関する相談については、(2)で詳述する。

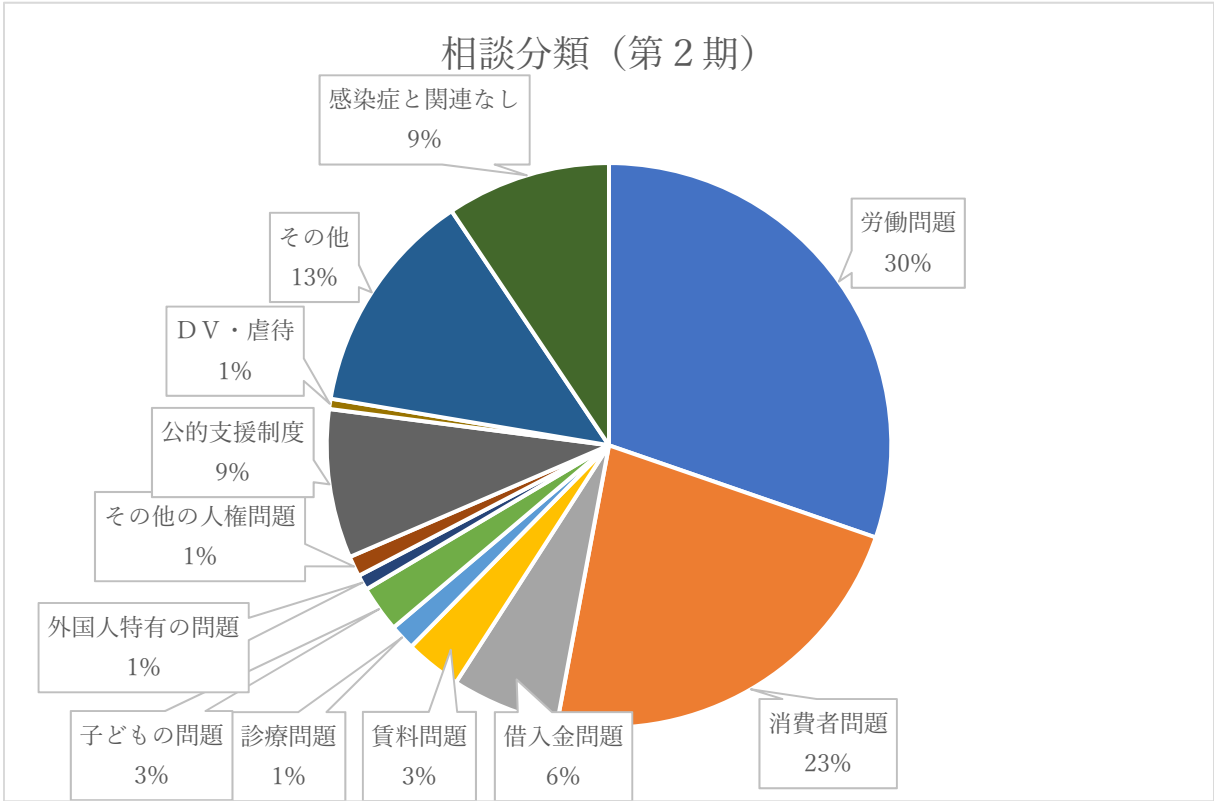
¹ なお、大阪弁護士会が実施した電話相談（3～7月の総合計）では、労働問題に関する相談が43.4パーセント、イベント等のキャンセルに関する相談は2.9パーセントであった。

これに比べると、借入金問題（7パーセント）及び公的支援制度（11パーセント）に関する相談の割合が少ないようにも見えるが²、これは、今回のコロナ禍が国民の生活や経済活動の至るところに影響を及ぼしているため、相談内容が多岐にわたったことを示しており、また、公的支援制度のうち住宅確保給付金に関連する相談が「賃料問題」、雇用調整助成金に関連する相談が「労働問題」にそれぞれ分類されている可能性も考えられる。

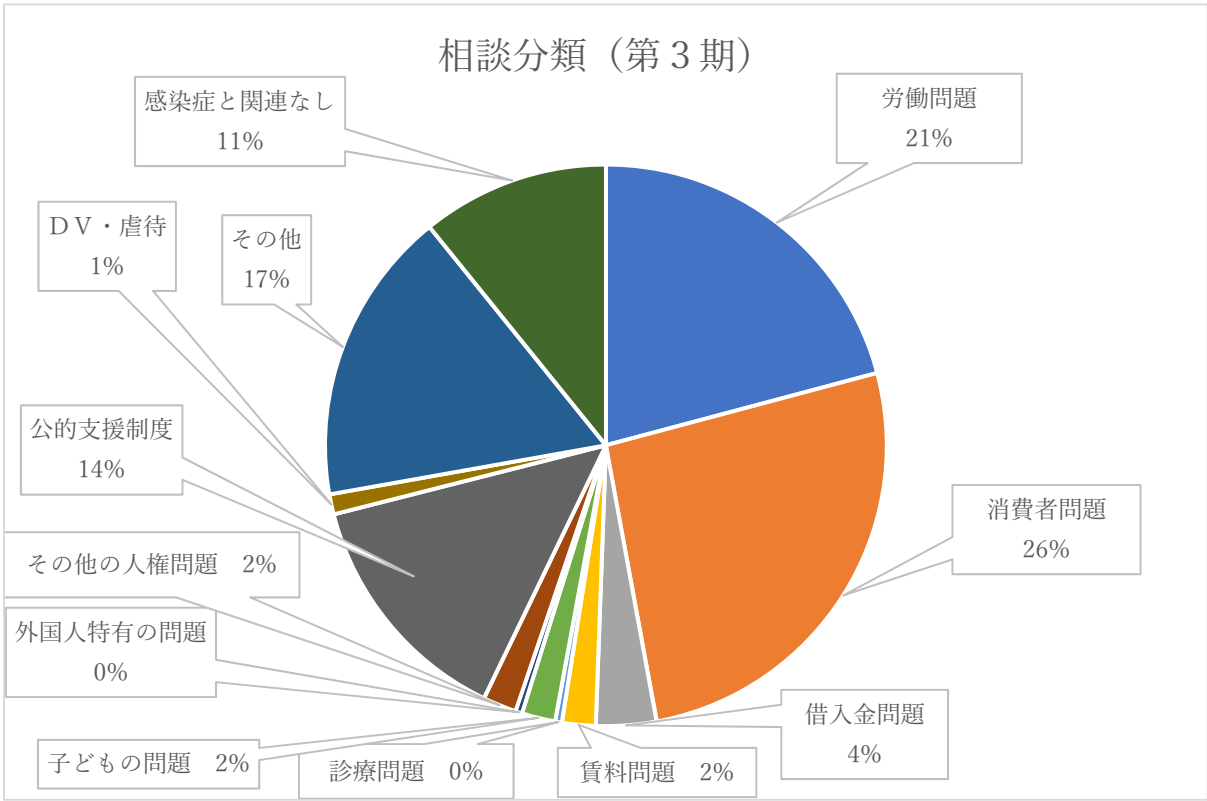


※小数点以下切り捨て

² なお、大阪弁護士会が実施した電話相談（3～7月の総合計）でも、家賃・住宅ローン、自己破産、借金・債務整理、給付金を足すと15.5パーセントなので、本相談事業と大きな違いはなかった。



※小数点以下切り捨て



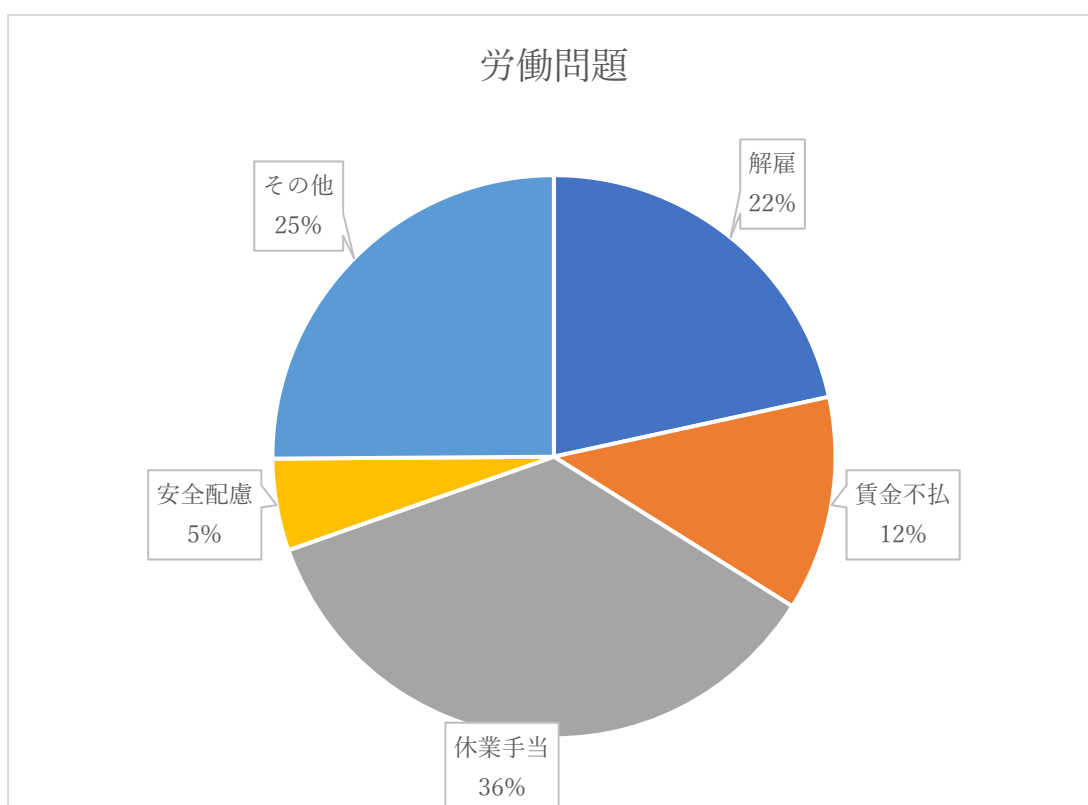
※小数点以下切り捨て

(2) 個々の相談類型について

ア 労働問題

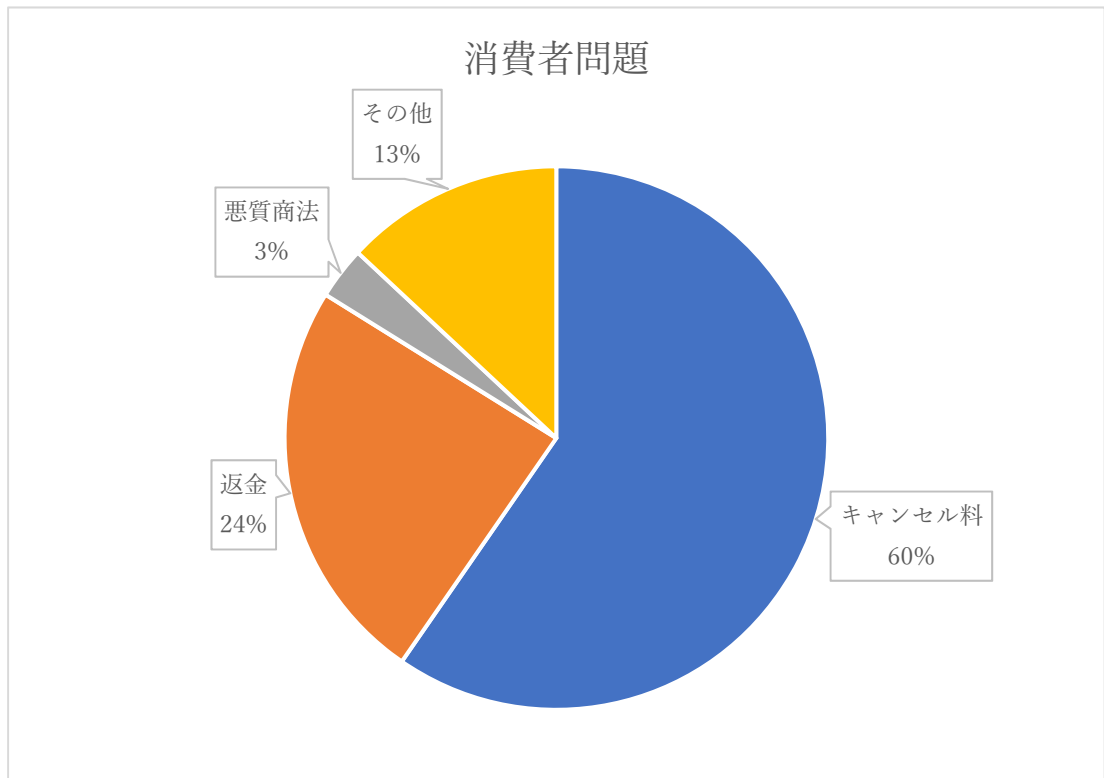
全期間を通じて、休業手当に関する相談が全体の3分の1以上を占めている。これは、緊急事態宣言下において、雇用主から自宅待機や労働時間の短縮の指示を受けた労働者が多かったことによるものと思われる。

第2期以降は、休業手当の割合が減り、解雇、賃金不払等その他の相談の割合が増えているが、これは、緊急事態宣言下においてダメージを受けた企業等が徐々に人員削減や賃金カットなどの方策を取り始めたことによるものであると思われる。



イ 消費者問題³

全期間を通じて、キャンセル料に関する相談が高い割合を占めている。第3期になって悪質商法に関する相談の割合が増えているが、これは、コロナ禍の窮状につけ込んだ便乗商法による被害が増えてきたことによるものであると思われる。



³ なお、当連合会の消費者問題対策委員会は、2020年6月、「新型コロナウイルス消費者問題Q&A」を作成し、当連合会のホームページにおいて公表している。

(3) その他新型コロナウイルス感染症における特徴的な相談

ア 医療従事者・感染者への人権侵害事案

- ・濃厚接触者に当たるということから、会社からの自粛要請により休業した。会社へ経緯等を報告したところ、社内のグループLINEに詳細が掲載され、あたかも自分から感染者へ積極的に接触していたとか、感染と関係のない持病のことまで書かれた。
- ・隣人にコロナ感染の疑いを広められて迷惑している（結果、陰性であった。）。
- ・SNS上で感染者の氏名や職業を掲示され、精神的苦痛を受けた。
- ・(感染者を受け入れている病院からの相談) 患者に対する差別及び風評被害への対応について
- ・(事業者からの相談) 配偶者から陽性反応が出たため、取引先から請負契約が終了させられ、今後2年間は契約をしない旨伝えられた。
- ・(事業者からの相談) 店を経営しているが、学生バイトがコロナに罹ったと誰かが言っている風評被害。

イ 各種給付金等の不正受給

- ・LINEに持続化給付金に関する手続代行アルバイトの求人情報があり、応募して名義を貸したら、給付金が振り込まれた。そのうち80万円を業者に手数料として支払ってしまった。
- ・息子が友人の先輩に騙されて、持続化給付金詐欺に加担してしまった
- ・友人が持続化給付金を申請してやると言ってきたので、免許証と印鑑を渡して100万円を受け取り、うち45万円を友人に交付した。

以上

日弁連・新型コロナウイルス法律相談事業（全国統一ダイヤル）相談【集計結果】

<概要>	
◎ 各弁護士会の集計回答に基づき掲載（※第一東京・札幌は日弁連による集計振り分け）。	
<留意点>	
○ 集計上の分類項目は、当連合会の相談案件配点FAX（受付票）書式における項目。 （各弁護士会が把握している範囲で、項目に当てはまる相談事案件数が報告されたもの。）	
○ 弁護士会独自書式で相談対応をした場合は、類似項目にカウントすることを依頼した。	
○ 相談内容が複数の項目に跨がる要素を含む場合は、複数項目にカウントすることを依頼した。	

1 非事業者	総合計	期間別合計		
	4/20～7/22	4/20～5/19	5/20～6/19	6/20～7/22
(1) 労働問題（①～⑤合計）	464	303	105	56
①解雇	101	60	26	15
②賃金不払	56	35	14	7
③休業手当	165	124	31	10
④安全配慮	25	16	6	3
⑤その他	117	68	28	21
(2) 消費者問題（①～④合計）	325	180	77	68
①キャンセル料	194	114	45	35
②返金	78	42	21	15
③悪質商法	10	1	2	7
④その他	43	23	9	11
(3) 借入金問題	103	73	21	9
(4) 賃料問題	60	44	11	5
(5) 診療問題	13	7	5	1
(6) 子どもの問題	27	13	9	5
(7) 外国人特有の問題	4	0	3	1
(8) その他の人権問題（①～③合計）	24	15	4	5
①差別	6	5	1	0
②プライバシー	6	3	2	1
③その他	12	7	1	4
(9) 公的支援制度	165	99	30	36
(10) DV・虐待	18	13	2	3
(11) その他	194	103	46	45
(12) 感染症と関連なし	143	80	34	29
非事業者合計	1540	930	347	263

2 事業者	総合計	期間別合計		
	4/20～7/22	4/20～5/19	5/20～6/19	6/20～7/22
(1) 労務	18	15	2	1
(2) 契約・取引	49	29	9	11
(3) 資金繰り（①～③合計）	52	37	10	5
①借入金返済困難	16	9	3	4
②新たな融資	17	13	4	0
③その他	19	15	3	1
(4) 賃料問題	48	35	9	4
(5) 風評被害	6	2	2	2
(6) 公的支援制度	80	59	9	12
(7) その他	51	24	14	13
(8) 感染症と関連なし	15	9	3	3
事業者合計	319	210	58	51

別表2

【集計協力会別・期間別 一覧】

日弁連・新型コロナウイルス法律相談事業（全国統一ダイヤル）相談集計

弁護士会	非事業者				事業者			
	4/20～ 5/19	5/20～ 6/19	6/20～ 7/22	4/20～ 7/22	4/20～ 5/19	5/20～ 6/19	6/20～ 7/22	4/20～ 7/22
1 東京	209	44	29	282	45	12	5	62
2 第一東京※	92	23	16	131	25	6	7	38
3 第二東京	78	19	12	109	17	5	5	27
4 神奈川県	26	24	27	77	2	2	1	5
5 埼玉	76	37	22	135	9	3	4	16
6 千葉県	27	25	20	72	2	3	3	8
7 茨城県	27	10	3	40	1	3	0	4
8 栃木県	10	7	3	20	2	2	1	5
9 群馬	3	3	0	6	4	0	0	4
10 静岡県	41	9	15	65	17	3	3	23
11 山梨県	0	1	1	2	2	1	0	3
12 長野県	18	9	0	27	8	1	0	9
13 新潟県	11	1	2	14	1	0	0	1
14 大阪	33	19	20	72	17	3	3	23
15 京都	8	12	3	23	1	1	0	2
16 兵庫県	19	9	7	35	4	2	2	8
17 奈良	4	7	7	18	1	0	2	3
18 滋賀	4	3	1	8	0	0	1	1
19 和歌山	4	2	3	9	1	1	0	2
20 愛知県	37	13	17	67	9	2	0	11
21 三重	6	3	2	11	1	0	0	1
22 岐阜県	2	2	3	7	0	0	0	0
23 福井	0	0	0	0	1	0	0	1
24 金沢	8	2	0	10	0	0	0	0
25 富山県	※愛知県の数値に含まれる							
26 広島	18	9	11	38	4	0	0	4
27 山口県	4	0	2	6	1	0	2	3
28 岡山	5	4	2	11	1	0	0	1
29 鳥取県	5	5	3	13	0	1	0	1
30 島根県	7	0	0	7	1	0	2	3
31 福岡県	22	15	5	42	3	0	1	4
32 佐賀県	2	2	0	4	1	0	1	2
33 長崎県	4	1	2	7	1	1	1	3
34 大分県	0	2	0	2	0	0	0	0
35 熊本県	10	1	2	13	1	1	0	2
36 鹿児島県	2	1	3	6	2	0	0	2
37 宮崎県	2	1	1	4	0	0	1	1
38 沖縄	43	6	3	52	8	1	0	9
39 仙台	5	1	1	7	2	2	1	5
40 福島県	9	1	5	15	0	0	0	0
41 山形県	3	1	0	4	5	0	1	6
42 岩手	0	0	0	0	0	0	0	0
43 秋田	2	0	0	2	0	0	0	0
44 青森県	3	0	0	3	1	0	1	2
45 札幌※	15	7	4	26	6	0	3	9
46 函館	0	0	0	0	1	0	0	1
47 旭川	0	0	0	0	0	0	0	0
48 釧路	3	4	0	7	0	1	0	1
49 香川県	5	0	6	11	0	0	0	0
50 徳島	9	1	0	10	0	1	0	1
51 高知	1	1	0	2	2	0	0	2
52 愛媛	8	0	0	8	0	0	0	0
《合計》	930	347	263	1540	210	58	51	319

※第一東京は個別件数でのみの提供につき、日弁連事務局で集計。札幌は期間振り分けを日弁連事務局で実施。

【集計協力会別 一覧】

『非事業者』自由記載

* 弁護士会からの回答（情報提供）内容をそのまま転記しています。

設問)	◆医療従事者・感染者への人権侵害事案があれば概要を以下に御報告願います。 また、その他にも特徴的な事案があれば御報告いただければ幸いです。
3 第二東京	<p>・平成30年頃からストーカー・つきまとい・嫌がらせ行為を受けているが、外出自粛によって自宅内にいるときに嫌がらせを受け続けており、アパートの上の階の住民などが行っていると思っている。嫌がらせとは、例えば機械音を鳴らし続けることだが、その所在はわからず、録音もできない。また、同居する父母は相手にしてくれない。警察に相談したり110番通報したりしているが動いてくれない。（2020年4月）</p> <p>・バス会社に勤務しているが、会社が教育として、休止中の長距離運転路線バスの運転に従事させようとしている（経験を積ませるため）。自分としては感染リスクもあるし、移動の自粛を要請されている現状でこのような教育は納得がいかないが止めさせられないか。（2020年4月）</p> <p>・昨年11月からスポーツクラブの利用契約を締結し利用。利用料金は月1万5000円。地下の部屋で窓もなく密集しているため、3月から感染を恐れて利用しなくなったところ、当初の契約では6月は利用することとされていた。感染への安全配慮義務を尽くせないで利用中止を言っても聞き入れない。3月分からの料金は支払っていない。支払うべきか。（2020年4月）</p> <p>・離婚調停申立をしたが、コロナで離婚調停の期日が入らない。コロナとはあまり関係がないが、裁判所に相談したところ、この電話相談を案内されたということで、離婚の可否、今後の手続、弁護士への依頼の可否等の相談。（2020年5月）</p> <p>・新型コロナウイルスの院内感染により母が死亡。謝罪、説明、慰謝料の請求について。（2020年7月）</p> <p>・持続化給付金と補助金の申請を代行業者を通じて行うよう、勤め先の上司に言われ、免許証、マイナンバーカード、去年の源泉徴収票等を渡した。個人事業者として毎年確定申告しているが、持続化給付金はともかく、補助金の資格はないのではないか。代行業者からは入金後に52万5000円を支払うよう言われている。（2020年7月）</p>
4 神奈川県	<p>・コロナの影響で解雇されたが、補償が受けられるかどうか</p> <p>・コロナ休業中の傷病手当金が少ないことについて</p> <p>・2日間発熱で休んでほしいと会社に言われたがその間の休業補償がされなかった</p> <p>・FPを名乗るものから電話がありコロナ関連給付金が受けられる説明を受けて書類にサインした</p> <p>・コロナ渦による治療遅延により重症化し、介護が必要になった</p> <p>・結婚式2次会（レストラン）の予約を代行会社を通じてキャンセルしたらキャンセル料を請求された</p> <p>・LINEに持続化給付金に関する手続代行アルバイト求人情報があり、応募して名義を貸したら給付金が振り込まれ、そのうち80万円を求人元業者に手数料として支払ってしまった</p>
11 山梨県	<p>・5/22 ABCの三県で勤務している。緊急事態宣言下のA県に立ち入った場合、2週間はB県に入らないよう指示され困っている。解雇を匂わせるようなこともいわれている。</p> <p>・7/3 新型コロナウイルス感染症に伴う雇用保険受給期間延長に、条件を付することは憲法14条違反ではないか。</p>

14	大阪	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期に転院していればコロナに感染せず死亡しなかったのではないか、病院に対応を求めることができないか、との相談 ・ コロナまん延を理由に面会交流を断る（面会ではなく電話）ことはできるか、との相談 ・ 夫がコロナに感染し保健所から●月●日までの入院費用を認める決定通知書を受領したが、一般病棟に移った後、公費負担は一般病棟に移るまでと電話で通知された、との相談 ・ コロナまん延を理由に結婚式、旅行、留学、学習塾、里帰り出産をキャンセルしたところ、契約金の全額ないし一部の支払を求められた、既払金の全額ないし一部の返金に応じてもらえない、との相談（複数） ・ 幼稚園に入園したが一日も登園できず、保育園への転園のため園費の返金を求めたが応じてもらえない、との相談 ・ 妻である相談者の特別定額給付金が世帯主である夫の口座に振り込まれるところ、夫が渡してくれない可能性が高いが、どうすればよいか、との相談 ・ 息子が友人の先輩にだまされて、持続化給付金詐欺に加担してしまった、との相談
26	広島	<p>（特徴的な事案）</p> <p>持続化給付金を人に言われて名前を貸したところ、お金が支給されてきた。不正受給になると考え、怖くなり役所に連絡したら返金手続きを教えてくれたので返金をする予定。他にまだ支給されていないものが150万円申し込んでいると聞いているので手続きの取り下げをしたい。</p>
29	鳥取県	<p>※医療従事者・感染者への人権侵害事案は無し。</p> <p>事案としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症病棟における人事配置について ・ 結婚式・披露宴の延期・キャンセルについて ・ コロナに関しての休みの取り方について ・ 友人に貸しているお金を、特別給付金で返済してもらえるか 等
30	島根県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他県に通う子どもの授業料について、休校でも免除にならないか？ ・ 相続について（コロナ関係なし） ・ 子どものことについて
32	佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS上で感染者の氏名や職業を掲示され、精神的苦痛を受けた。
33	長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナにり患し、仕事を休む。職場内での検査実施。収入減や職場への迷惑について感染源の知人に賠償請求したいという内容
38	沖縄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濃厚接触者にあたるということから、会社からの自粛要請により休業した。会社へ経緯等を報告したところ、会社のグループラインに詳細が掲載され、あたかも自分から感染者へ積極的に接触していたとか、感染と関係のない持病の事まで書かれたりした。 ・ 隣人にコロナの疑いを広められて迷惑している。（結果、陰性であった。）
48	釧路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結婚式場のキャンセル料支払いについて ・ 父が、初診の際コロナではないと言われたが、その数日後にコロナで亡くなった。診察した病院に謝罪を求めたい。
51	高知	<ul style="list-style-type: none"> ・ タクシー運転手をしている父の収入がコロナにより減・娘の児童扶養手当打ち切り・家族の病気等で生活が困難。 ・ マンションの売買に関するトラブル。コロナを理由に引渡しを伸ばされた。

【集計協力会別 一覧】

『事業者』自由記載

*弁護士会からの回答（情報提供）内容をそのまま転記しています。

設問)	◆医療従事者・感染者への人権侵害事案があれば概要を以下に御報告願います。 また、その他にも特徴的な事案があれば御報告いただければ幸いです。
3 第二東京	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主で仕事を請け負いながら住宅ローン等の返済をしていたが、コロナの影響で仕事がなくなり返済に窮している。今後、ローン返済をどのようにしていけばいいか、収入がない中でどのように生活をしていけばいいか、アドバイスが欲しい。（2020年4月） ・個人事業主及びアルバイトで生計を立てている。適用される助成金を知りたい。また、アルバイト先からは会社が倒産するという事で1週間前に解雇を告知され、5月1日から無職になった。有休も消化していないが、何か手段はないか。（2020年4月） ・不動産を賃貸しているが、テナントからの賃料の支払いが困難となったために大幅減額に応じたが、逆に、自分が銀行への支払い資金が手当てできなくなった。資金繰りをどうしたら良いか。（2020年4月） ・夫が個人事業主で整体院を営む。東京都感染拡大防止協力金の対象であれば営業自粛しようとしていたところ、期間の前日（4月15日）に都に電話で問い合わせを行った際に、「対象外の職種」と言われたため、4月30日まで営業した。ところが、後になって、対象事業者であることが判明した。たしかに、後日のHPの情報では、対象となっている。都に苦情を言っても、「通達を見るとアドバイスしたはずだ。」として誤情報提供を認めない。（2020年6月） ・相談者は現在、アフィリエイトビジネスで生計を立てている。相談者は、アフィリエイトに参入したいと述べる人物と、マッチングサイトで知り合い、同人から持続化給付金の受給を勧められ、代行業者を紹介された。同業者は、相談者が口頭で説明した昨年度の事業内容から確定申告書を作成し、相談者に対して申告を行い、受領印をもらって同署を写真に撮って送るように指示した。また、同業者は相談者に対して違法行為を行わないという確認書を書かせ、親の電話番号も申告させている。代行業者の報酬は給付された金額の3割である。相談者は、他の知人から同業者を利用することは不正受給になり、詐欺に関わることになるのではないかと指摘をされ、相談に至った。（2020年7月）
4 神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・資金繰り（持続化給付金関係） ・ビルテナント業。賃貸借契約終了に基づく建物明渡について ・輸入品のマスクを販売した。4万枚納品したうち、不具合があるものが混入していて代金を払えないといわれ、対応に困っている ・事業主。持続化給付金の初期申請者。未だに振込されないことにより、ブラックリストに載ってしまう。これに対して法的に何か救済措置はあるのか ・食品販売のマネキンを業務委託で請け負っていたが、コロナで仕事がなくなってしまった。持続化給付金の支給要件を満たしているか
5 埼玉	<p>「ひまわりほっとダイヤル」にて事業者からコロナ関係の相談を複数受けている。</p>
10 静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者が陽性反応がでたため、取引先から請負契約が終了させられ今後2年間は契約をしない旨伝えられた。 ・感染者を受け入れている病院からの相談。患者に対する差別及び風評被害への対応について。
11 山梨県	<ul style="list-style-type: none"> ・5/8 東京都内〇〇市の保養施設 〇〇山荘 管理受託会社の孫請けで食堂の運営（雇用管理）をしている（食事代は直接利用者から受け取るしくみ）。都の支援はあるか？ ・5/19 公的支援制度 詳細なし。 ・6/15 持続化給付金を申請したが、給付金が支払われない。コールセンターに連絡しても具体的な話を全くしてくれない。

14	大 阪	<ul style="list-style-type: none"> ・ テナントビルの家賃を減額してもらいたい、援助の制度はあるか、との相談 ・ 有料セミナーを開講する予定で、入口で検温し37.5度以上の方は出席できないようにすることを考えているが、その場合は受講料を返金すべきか、との相談 ・ 確定申告をしていないが、持続化給付金の給付を受けられるか、との相談 ・ 友人が持続化給付金を申請してやると言ってきたので、免許証と印鑑を渡して100万円を受け取り、うち45万円を友人に交付した、との相談
30	島 根 県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年10月に店をオープンしたが、コロナの関係で現在収入がない。今は破産できない。 ・ 店を経営しており、バイト学生がコロナにかかったと誰かが言っている風評被害。
48	釧 路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接客業。感染予防対策は十分しているが、そのうえで感染者が出た場合客への補償等は必要か？
51	高 知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月に新しい店を契約し、163万支払ったが、辞めることになったので敷金だけでも返してほしい。 ・ 4月末で閉店した居酒屋の借入金・賃料が支払えない。